藩翰譜

貳三

伊地知文庫
文庫20
382
2

文庫20
382
2

伊地知氏書冊

松平　形原

紀伊守源家信ハ和泉入道殿寺尼の四子佐渡守の兄弟六代の孫初め岩津殿と申し又号備後の七人成よ如と云ふ賀茂の郡形原の郷より移りしなり形原の十二代と云ふ家信号紀伊守家康水戸高麗殿の長女氏書と云ふ婦人書と云ふ婦人書道家康の母堂　此の方を徳川殿の母堂と申す　此の方に付き家康彼此帰よりて其の事ハ伝へ聞き申す　号備後の号ハ此の人事源頼朝公の時分より如と云ふ人御伴し申す故号と云ふ

十字館

しと云ふ　祥の事ハ事　然共の伝と云ふ　そこよ紀伊守忠吉より家康徳川殿よ仕へて西の方の親よ云ふ者を家信又家康よ従て天正十年の秋武田氏ハ滅亡殿失せ申の時甲斐信濃の国を乱る者信長公又七市と申て生年十四歳　十三歳　信長公より酒井左衛門尉忠次よ仕へ信濃国よ

ひ入て信濃の掌よ帰申と云ふ　同十二年三月尾張国羽黒にて

武蔵守長と称す歟〜ようちなく逝り此時
出家して入道して称す家信俗名信濃
守殿の見参に入る依り叙位任官
彼の首尾を聞き給ふと思しめし
給ふ所あり宣旨を下されて
各々あり[illegible]御厨を斜め関東に移されの後上総
国を[illegible]碎関ケ原の御ハ三河の老臣信濃守の
の〜叙爵し文和元年摂津国に
大阪の[illegible]
[illegible]
の[illegible]を[illegible]
康信又[illegible]
[illegible]

千度後四信下同じ年九月十九日波任入道して別業を
[illegible]
世日卒し[illegible]
十九[illegible]
八[illegible]
[illegible]

[illegible]

松平　深溝

三河沢渡城主伊豆守康人道風の孫にして深溝人風の祖父の弟
[illegible]大和守忠豪代の孫にして世代[illegible]
[illegible]
[illegible]

事柄必悪の情を抱いて文保元年三月十日の病没上
代の情より稍々又因幡小鹿川の情より稍る所多き年
八月朔日俊貞の妻を召りて上方の武勇と称し年甲二歳
にて家の子郎等八十余人引連れ北条氏忠利に対し
忠利の命により父り赤松セ一郎と共に又八郎と中して関東
の陣に加りて小鹿川の敵を防ぎ長元年二月海溝を
防ぎ再び異代に赤松の地を防ぎ因幡の年の妻鹿峯
十七年十月中宮上皇の敵を防ぎ忠利の命を受け九郎
忠一と云ふ軍事を以て付き赤松因幡守
の陣に付き京の軍事に従ふ天下再び兵の輩の事
を見る所に忠一郎軍事に従ふ所に系図セ一こと
事を見わるすに先ずけして又弟の忠氏に従ぐ

[illegible]
先ず赤松生年甲寅年に討死を遂げる 時年[illegible]
[illegible]遂に父子共に[illegible]道信川原の地に皆討死を
遂げ事[illegible]忠氏[illegible]利貞[illegible]
年六月[illegible]
月十日刑部の情より[illegible]忠氏[illegible]
西播磨山の情より移り[illegible]
[illegible]
表の[illegible]

松平　能見

大隅守源重隆朝臣の子源兵衛尉光親入道願寺平の祖なり源兵衛尉光親の嫡男能見持[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山城守為[illegible]家を建く実は平川家を相続する嫡男し　延宝六年
三月廿二日寺社奉行の役者を兼ぬ

松平　萩生

新田氏源家平氏徳川氏の系代祖源義人殿　の長男加賀
守義元系代の嫡孫し　平氏元をしめて三河国萩生の地を領す
き八世の人萩生の松平を名乗る　萩生文大給殿又大給の名を称せしは源氏
其の子在道を実家を継ぎ源三郎平氏　の系譜裏物を考ふるに仁木氏なり
左衛尉の孫親氏の母は法華宗の信徒徳川氏の御用よりて名を汲る萩生の
次月為[illegible]し八世親氏の事なり　田舎事蹟を見るに家系
正系系統十二年の妻徳川氏の先祖なり　十七代目なり
月号[illegible]　寺社奉行の役者なり
月号[illegible]　寺社奉行の役者なり
月号[illegible]　寺社奉行の役者

[illegible]の女[illegible]天正十八年小田原の軍に随い供
年上総国那須の地に移る　行年[illegible]
[illegible]長六年正月[illegible]
[illegible]日の年二月十九日　[illegible]
前度の軍に[illegible]首尾三年[illegible]
移る行年[illegible]　同十九年十二月十日行年[illegible]
後[illegible]上総国[illegible]
後に[illegible]三年正月廿[illegible]
[illegible]久[illegible]
三日[illegible]　寛永元年閏八月
[illegible]　慶長六年正月廿二日[illegible]
廿八日叙爵[illegible]　[illegible]政八[illegible]　[illegible]寿二男[illegible]歳の

名字を称して石川と名乗り[illegible]　又元和[illegible]
[illegible]三年[illegible]　[illegible]
三年又[illegible]　業[illegible]三年文[illegible]
四月七日[illegible]の書[illegible]　同十二年[illegible]
十二月廿六日法[illegible]　元和十七年七月廿日[illegible]
[illegible]加賀[illegible]

松平　萩生

左近将監康成重八加賀守忠次の後胤なり忠次の男忠政の
二男萩生の祖義親信吉等の父なり天正十二年
徳川殿小島信濃を援ひ秀吉と戦ふ時康成家康
の命を奉じ小牧に於て軍功を立て帰陣の後
と責賞る明年三月十日石川伯耆守忠総屋敷の跡を去て秀
吉に属し時近江の浅井使者を遣りて来り事を
近江に於て浅井為小弼と新二郎一生を家康に徳川
殿へ参り付属と先る一生とい事を深く信じ
中に是近江の二百の者共自分に仕へ
徳川殿近江の志と高く感ぜ刀を一生に授ける千度関
東に移る時近江上野国三の郡の地と授ふ慶長元年

の秋信貞の陣より三日つて寺を焼す年卒四歳にて父に
別る母人婦となる若狭守一生三男四郎左衛門尉
久一生又中務丞四郎左衛門尉と号す若狭守長七年六月信長
一時一生の敵となる本国に帰る信長人木戸
及び人生て敵となる九月中旬一生の番の兵衛尉
者共人を招引て攻戦の事ちく〳〵申の久氏
夜襲の時手負ひ出仕為る盛ひ申る一生氏敗して敗る者人
人信貞に手を負ひて落ち敗る四位
生竜馬（仏敗）馬場孫等の法師人共
て生捕る一生を陣中に入れ置く明る八年大御所将軍の宣旨
と号す也信貞一生叙爵して若狭守任る十二年六月一生
罪なりて西頭と改む（いろゐる事を解の事を云ふ又文をつかさ長
頭に任ぜられし七月に是を流に落る）

命第四者別に西頭を落ぶ（長を敗）正者所にて長を近江国
国年文を注慶長十二年に叙爵し大坂の陣に参十二月にて敗る
元和三年三河の国西尾の城を落る（一万三千石今は六万石）同七年摂津
の国高槻の城を落る（三万石）同十一年丹波の国亀山の城を落る（三万石）
市郎右衛門尉志賀助と
して右近将監と任る弟居之年同国摂津の城を落る（東の作）成人の度叙爵
寛四年三月長吉法仕入道して如閑と号す元和元年に筑前守に
後に対馬守と為る父の養と号す（元和二年に）
為昭政弟各西頭と落ぶ（文頭に同）

松平　櫻井　附内藤忠家廣

内藤忠家廣は出雲守長政後に清二の御子なり内藤忠信定四代の孫なり忠信定三河国櫻井の城に住して孫櫻井の松平を称しより信定後は上野の城に移り住して子孫内藤忠清定まで監物家次書を上野国に武功を顕して三河の北田郷を領地に飯川郷帰川等の合戦に功を顕の名を呼び元和元年七月廿日三年四月廿日に至て元和元年初徒川家異父同母の兄弟を迎へて家臣と為り徒川家関東に移り駿府に付上野の城を松山の城と改め慶長六年二月清松の城と改め十年九月廿日と為して十四歳にて死し年廿三歳にて世を去れり家絶たり

櫻井の城は代々の城主櫻井の家臣なり

九郎元清忠頼は監物家次の二男なり二男なれども

足利志正邸にて後住川風の住として足の素逸へて伊豆
守信吉左馬之助新足家のるを後より　代々人の子内藤忠高家と長文同母
の兄弟にて皆足住川家の世代
又代々人の世系
保科を妻とせるの
二男右衛門尉又忠吉左馬之助と称し関東に移り代々武蔵国八幡
山の地を領し一万関ヶ原の戦に足利の城を見捨の故をもって又山の故をもって
又西尾城主八幡山の故をもって代々廣長五年の夏城を合山の故を領し
西尾城主八幡山城を合山二万石を加へ　明治六年の廃藩の時
合せて二万石を領す
内藤忠高家元和一時
二万石を領せしとなり
十四年関東より伊豆守信吉を酒
井忠世に久保左衛門尉忠吉を酒井忠利に
寄せて久保左衛門尉忠吉を酒井忠利に寄せ
られる酒井大隅守忠吉を酒井忠世に寄せ
られる大隅守忠吉を酒井忠世に寄せ
代々松平人の直元和八年上野国佐位郡の故を領し
五百石の故を領す　一万石
寛永九年
五百石の故を領す　二万石
十二月十六日
十二月
酒井川の故を領す　慶安十六年十月伊豆守忠吉の故を領す
酒井元
のとき　延宝元年十二月十二日幕府に
寛永九年
一万石を二万石に
加増
代々松平人の世系
寛永九年
寛永九年
寛永九年

松平　藤井

伊豆守源信一ハ出雲守藤原長政の御孫にして西郡利長の子
利長三河国碧海郡の内福釜の松平郷に住し其四郎利長の子
天文九年六月廿一日利長死去の三河の人衆と同く安祥の城を攻
田家の軍勢打破りて討死せり信一跡動四郎幼年なれ三河国
長沢の合戦を始として一生の忠勤を抽ずる事永禄六年一向
宗の乱に信一忠義を尽す信一元三の比家人と軍列くまの内十一
年の秋岡崎上宮寺の衆徒将軍義昭と結ひ諸国の都より責上るとて
勢の事を聞て徳川家康人数を引て出て信一
と大敵を防ぎ九月十日信一遠国度の比佐久郡を攻て信長
八幡宮の信玄と義昭入道義秋の仰責ゆくみて上洛の小
姫と青貝の人事いとまきなく上都より参られて既に摂津の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸幕府の始まり 慶長六年二月家康公右府の職を辞し
結城秀康の家督を継ぎ 伊達政宗の仲介 同七年 秀忠公右府の職を
[illegible] 伊達政宗の仲介 同七年 秀忠公右府の職を
[illegible] 本年 [illegible] 月 [illegible] 本年 [illegible] 月 [illegible]
[illegible] 伊達政宗 [illegible] 慶長十年 [illegible] 秀忠公右府の職を
[illegible] 慶長十年 [illegible] 秀忠公右府の職を
[illegible] 慶長十年 [illegible] 秀忠公右府の職を
[

松平　長澤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

関白秀次の謀反の日八年三月叙爵し大坂城主の戦功も大坂川
の北陸を出でんと大坂川戦に[illegible]
三代を経て天下弥盛の夫婦貢献の結解を[illegible]
要劇の職を[illegible]一年の滝川[illegible]
昭く[illegible]定[illegible]職[illegible]伊勢[illegible]
速[illegible]
[illegible]
[illegible]

元亨元年　七月九日宗尋卒

十二月日　将軍宗尋の所行信濃前司入道寂恵の書状を賜て同

十年　六月六日宗尋の職を止て同

十一年　七月廿九日　廿日　信濃の書状

十二月九日　宗尋の所行信濃前司入道寂恵の書状を賜て同

十年　十月廿日　信濃の書状

十四年　十月　信濃の職を捨て板倉内匠頭を追討の

使を遣て　同年　十五年　三月元日　三月廿日　信濃

二月廿八日　城を落し　三万　七月人　首切かけ九州の事

十六年　正月廿日　河内の十六年　正月廿日　河内の

弾正　同四月　関東より　同

弾正　正月廿日　信濃　廿年十月　信濃

城を出る　正月　廿日　文二年　二月十六日　二月十六日

文二年　二月十六日　文二年　二月十六日

東夷の所行の事　あるいは　人　人　人

人　人　人　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と書きたる又二郎九郎八郎[illegible]
[illegible]又[illegible]と云
[illegible]人自寺[illegible]
[illegible]同[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なれて後は入くに此鎧を着る事[illegible]徳川風流の事斜なる事[illegible]

[illegible]

も[illegible]と[illegible]通し[illegible]て長き[illegible]

[illegible]徳川風流の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

きあつまり士の命ぜられ百姓まで人事陣をあつ
つ戦陣をつとめ敵の様子をうかがひ
敵内もあへて去ることなく戸田氏をはじ
めとして人々の主従ともに出合討死を
なすべき作法を事とせしかども
たとへ作りたる人のおもむき様子もそれぞれ
計略何とかさのこと作めてきたる事攻よせ
ひしまりさぶい攻らるべきを兼ねて吉村細川新左衛門志利潟作左衛
門志賀義一同ともに志利潟義の陣に
二三の砦を出合戦こりあり攻防
一日はのちと合戦力とあらそひ北条の人々
皆ものをたべ一番陣の下にたけをつめて計略と兵二万ばかり攻
寄せ合戦人事志利潟義の陣各々
集りしとのみつる陣あるを見て取出き陣の外馬出より出
大部隊は作人をもって十六騎まで軍勢をもって計策をもって過大小の戦を
して事陣を敵人を誘ひ事をあるべきもまた人をこれ事あり
いとんやの時斗出でたる敵軍をもって敵にはすべ
人々功と命のあるべき軍あるべく計れあへて是の敵軍の作法兵
計をもってあるべき作るべきと敵と出る事情をもって計
敵陣をもって作りたる人数者いるべき
計略の軍の評定に行計軍をもって敵の作法
事作り作法の出陣の作法をもって敵
計略の大将計人をもって作りたる敵作りたる
敵人の出兵雑兵をもって又代官にてこれをもって
評定一度の後作りたると作り作事
大坂の合戦より百姓をもって軍のみつ
集りたる事は

なりまの一位藤原朝臣[illegible]とそうけたまはりて[illegible]
[illegible]とまうして[illegible]一日より[illegible]貴[illegible]
[illegible]人[illegible]きて行[illegible]の陸より集る[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
陸より[illegible]と[illegible]
[illegible]明[illegible]十六年[illegible]仕[illegible]
[illegible]四年三月十[illegible]
[illegible]の男十七[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

父の年号に倣て田畑代の四領三河の内の地を預かりける
信濃宗教の年七月十日四郎吉国の妻を預る 翌日十二年十月十日
相模殿四郎吉国の妻を預る 同十九年九月六日伊達小次郎
し 編を出羽志摩太郎義元年六月十六日右馬頭
義力志摩 松平伊豆守 吉良左兵衛尉 大友の妻と
しと仰 是と後の伯耆守志摩 十年十月廿日三年より
九月廿五日 二年より三ヶ月 宝文元年 二年より
年六月十六日 十二年 千寿十郎右馬頭 宝文元年
年表作人 四郎
陸奥国 大友右馬頭義政の四男 撫部大輔の二男 志摩
きけり 大友右馬頭 近江守 御屋形の
書記 小十人 出羽の
の軍 大友右馬頭 西郡 出羽 出羽
し 出羽 出羽 出羽 出羽 出羽
の 出羽 出羽 出羽 出羽 出羽
大友 出羽 出羽 出羽 出羽 出羽
同十二年十月廿日 陸奥 四郎の
吉国の妻 千代 正保二年 正月廿日 同
四郎 八月廿日 三年
大友春 義元 義政
三年十二月 大友

松平　久松　附　能登守定政

因幡守源三郎元定初ハ俊勝ノ男徳川殿ニハ甥又母方
の祖父ニ昔庶長の生産ノ人松浦氏ニ為養子
道定ニ為て南部家ノ何ノ家の元祖と頃す世ニ伝ル所一説ニ南部の祖ハ定政
久松氏ニ為て伯耆守ニ成ル人ハ定政ニ
人の母ニ成ル　道定より六代ニ成ル定政一
説ニ定政ハ源満頼ノ一男ニ成ル
二男左衛門尉ニ成ル定政ハ俊勝ノ叔父ニ成ル
六代の孫ニ成ル俊勝初めハ左衛門尉長家と云ふ男子二人と成て妻を
亡し子ハ徳川殿の祖母ニ成ル出家して御足軽ニ成ル
俊勝の祖父ニ成て男子三人女子四人と成ル三郎兵衛尉元康之次男
母ハ水野藤十郎忠政ノ妹ニ成ル
永禄三年三月徳川殿命ノ為ニ兵ヲ引キ尾張ニ向ヒ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長つち元尚と云ふ男女の子ありけり　計家飛く洋いてまつり
とうふ書事をまつります
[illegible]の事を云ふ定猪の伊猪の三男と初代三郎四郎
[illegible]事と云ふ事い上を見こう　天正十二年の冬豊臣家徳川家の仇なると長久手合戦
へさせと云ふ事ありけり　六月計人と仕るまつりて[illegible]と仕るまつり
大坂[illegible]　深く[illegible]き法の[illegible]の足原三郎人川原[illegible]
し[illegible]ありしと事四月[illegible]大集りまつりて彼方と逃れ
出源右の事を云ふ[illegible]の指揮[illegible]世を変へ[illegible]
あれ今又計る[illegible]
[illegible]徳川殿是三郎四郎の母上[illegible]
[illegible]
[illegible]

一書に曰て云う吉野川の北岸に引りあえ天平二年皆此者
の祖と云へり 又の期に云年に後伯と使て妻あの物語り給代
年後四位中より叙し 陸奥守に任す 寛平年伯位中に
伊予守に加山の物語に 十六歳 羽曆四年二月廿八日 陸奥守に任じ
給し 寛文八年十月廿日 八十二歳にて 二男 陸奥守 延喜 定行の男に
しめ 後四位下 河内守 兼 讃岐守 寛文二年二月廿
三日 年六十六歳にて 薨 子 清 子 清 子 清 子 清 子 清 子 清 子 清
二男 右兵衛 定長 家 と 陸奥 後四位下 陸奥守 年三十四歳にて
延喜三年二月廿三日 薨し 嗣子 一 後 右 定時 清 清
と 世 世 百 百 寛平年 後四位下 伊予守 延喜 年 王
十二月 後四位中より叙し 陸奥守 任 を
叙 陸奥守 定時の三男 寛長文年 三位 三位 中

て年より 初 初 し 舟 吉野川 二位 三位 出 と 同 四年十月
十日 吉野川 後 の 叙 て 弟 吉野川 の 家 後 出 吉野川 の 一 族 て 千 家
陸 と 出 と 出 り て 後 中 九 九 大 の 度 国 石 吉野川 の 三位 四
位 と と て 既 に 四 年 と 陸 と 陸 と 陸 と 陸 と 陸 と 陸 と 陸 と
弟 家 と 後 吉野 家 三位 位 あ て 吉野川 の 世 陸 り 事 と 弟 乃
や 九 人 の 後 に 後 年 り 位 位 に 位 と 位 と 位 と 位 と 位 と 位 と
ら き て 大 度 の 九 年 と 位 て 位 に 位 と 位 と 位 と 位 と 位 と 位 と
し て 十 家 に 越 川 の 物 と 出 て 国 年 十 二 月 三 位 四 位 十 二 歳 に
大 位 位 に 人 年 に 出 と 石 に 九 に 九 に 九 に 九 に 九 に 九 に 九 に
九 て 将 軍 に 家 に 石 に 位 に 位 に 位 に 位 に 位 に 位 に 位 に 位 に
物 と 下 し の 後 十 年 に 叙 爵 し 叙 位 す 位 に 十 年 七 月 石 頭
の 後 後 の 人 に 大 坂 に 家 の 軍 に 御 家 後 に 位 て 人 に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

増山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二年三月の頃西園寺の[illegible]の信[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]